

行ってきました！

近江いっこウォーク 2021

十月二十九日、湖南市で開催された「近江いっこウォーク」に参加してきました。

商業の町として栄えた湖南市下田地区は、今でも老舗が並びます。下田なすなどの漬物で有名な「やまじょう本店」や、着物の販売やレンタルをされている「かわきた」、藍染の伝統を守る「紺喜」などを見学しました。



▶下田なすのお漬物



▶商業の街・下田地区を見学



▶日枝神社の花手水

パワースポットの夫婦杉のある日枝神社を参拝し、終点の湖南市民グラウンドでは、コースの途中で見学・説明を受けた下田なすや、弥平唐辛子など、下田の名産がぎゅっと詰まったお弁当をいただきました。下田の魅力を充分に感じられたいいとどりウォークでした。



▶弥平唐辛子 特製お弁当



▶湖南市のキャラクターたちと記念撮影

知っていますか？

電子帳簿保存法改正

令和四年一月に電子帳簿保存法が改正されることはご存じでしたでしょうか。施行一か月前になって2年間の猶予期間が設けられることになりましたが、帳簿類の電子化やペーパーレス化が進む現代において、電子帳簿保存法は事業者なら知っておかなければならない法律です。2年の猶予があるとはいえ、しっかりと準備しておきましょう。

電子帳簿保存法とは？

各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

【改正の要点】

この改正により、現行の電子帳簿保存法で求められる要件が大幅に見直され、帳簿書類を電子的に保存する際の手続が抜本的に簡素化されました。

対象となる文書

電子帳簿保存法改正により電子化の要件が大きく緩和される一方で、メールやWebで受領した領収書・請求書(電子取引)は、電子データ保存が義務化されます。

国税関係帳簿

- ・仕訳帳
- ・総勘定元帳
- ・補助元帳
- ・売上元帳
- ・現金出納帳
- ・売掛金元帳 他

決算関係書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・棚卸表

取引関係書類

- ・契約書
- ・見積書
- ・納品書
- ・請求書
- ・領収書
- ・注文書 他

電子取引に関わる電磁的記録

- ・電子メール
- ・ホームページ
- ・EDI取引
- ・クラウドサービス 他

電子データ(義務)

紙または電子データ (任意)

私たちにもできる

ESDGSの取り組み

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年の国連サミットで採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」のことです。十七のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

また、この内容は、国や政府、企業だけが意識すべき目標ではなく、私たち一人ひとりにも密接に関わっている問題です。例えば、「十一番目の目標として『つくる責任 つかう責任』には十一のターゲットが掲げられており、この目標達成のためには食品ロスを減らすことが必要とされています。家庭からの食品ロスの要因は、料理を作りすぎによる「食べ残し」、食材



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

を食べられるところまで捨ててしまう「過剰除去」、未開封のまま食べずに捨ててしまう「直接廃棄」です。私たちが少し意識したり、工夫したりするだけで食品ロスを減らすことができます。商工会女性部では、SDGsの取り組みの一環として、空き缶の回収を行い、収益を社会福祉協議会様に寄付いたしました。SDGsの目標達成に少しでも貢献できよう、私たち女性部も啓発に取り組みでいきたいと思えます。



▶たくさんのご協力をいただき、収益を寄付することができました。

電子データの種類

- 電子帳簿等保存**
電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存したものです。会計ソフトなどのデータがこれにあたります。
- スキャナ保存**
紙で受領・作成した書類をスキャナで読み取ったり、デジタルカメラなどで撮影した画像データ保存がこれにあたります。
- 電子取引**
メールで受取ったり、ネットからダウンロードしたりして電子的に受領した取引情報のデータ保存がこれにあたります。

改正の主なポイント

- 承認制度の廃止**
これまでは電子データとして保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが廃止されました。必要条件を満たしていれば導入可能になりました。
- タイムスタンプ要件の緩和**
書類をスキャナ読み取った場合、受領者の署名と3営業日以内のタイムスタンプ付与が定められていましたが、改正で署名が不要になり、タイムスタンプの付与期間が2カ月以内に延長されました。

③ 検索要件の緩和

今回の改正に伴い、検索要件の緩和が認められたことで、検索要件が「年月日・金額・取引先」のみになるなどの簡素化が実現します。

④ 適正事務処理要件の廃止

書類をスキャナ保存する場合には、定期検査と相互けん制を行う「適正事務処理要件」の対応が必要でしたが、一人で書類データを入力し、原本を破棄することも可能になります。

⑤ 罰則規定の追加

改ざんによる不正計算には通常課される重加算税の額に10%加重されることとなります。

施行の猶予は2年

細かな要件が多く、なかなか難しい印象を持たれたかもしれません。施行まで2年の猶予がありますから、実際の業務に取り入れて行かれることをおすすめします。

詳しくは国税庁のホームページをご確認ください(電子帳簿保存法関係) <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikai/shaku/sonota/jirei/index.htm>